

令和4年1月25日

第1回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第1回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和4年1月25日				召集場所	騎西総合支所 301・302会議室			
開会の日時	午後1時25分				閉会の日時	午後3時12分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 幹 関 田 毅				
					主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 1時25分

○次長（小川修一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻より若干早いんですが、皆さんおそろいですので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局の大熊局長なんですけれども、所用により欠席をさせていただきますので、私のほうで進行させていただきます。



◎開会の宣告

○次長（小川修一君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

新年を迎えまして最初の会議ということでございますが、コロナのまん延防止の措置の期間内でございますので、皆様方には、スムーズなる進行ができますようご協力をよろしくお願い申し上げます。これより令和4年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしく申し上げます。



◎会長挨拶

○事務局（小川修一君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、新年明けましておめでとうございます。

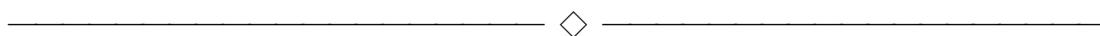
新年に入りまして、ここに来て特に新型コロナのオミクロン株の感染拡大ということで、第6波が何か相当激しく来ているようでございます。そういった意味におきまして、今日は農業委員さんだけの総会ということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今年、この間、トンガで火山が大爆発しまして、その影響も若干あったわけですが、振り返ってみますと、平成5年にフィリピンのピナツボ火山でしたかね、あそこが大噴火しまして、その年日本は大冷夏に見舞われまして、米価の高騰などあったわけですが、このところは温暖化ということで、冷害はもう来ないんじゃないかという話もありますけれども、現実には、特に北海道、青森、岩手に関しましては、やませが夏の特に出穂期にやませが吹くと、そういったときには冷害になるという傾向にあるということで、この間、噴火の話でそんな話も出てきたようでございますけれども、今年、なるべくあまり災害のない、コロナが収まって静かな年にしたいものだなと思います。

また、各地区で、人・農地プランの位置づけについて、皆さんにご検討いただいているところでございますけれども、通常国会にその関連法案を本年度提出するというところで、特に農地ナビが目標地図の作成ということが中に入っていて、何かとお忙しい中、皆さん方には、今後はそういった面に関しましてはご協力を賜らなくちゃならない。そのようなことが入ってくる予定でございます。

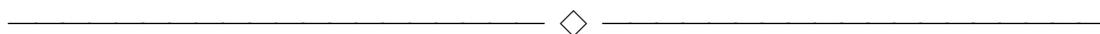
なかなかコロナ拡大ということで、皆さん方には、農業委員としてのお仕事が非常にやりづらい、そういう年でございますけれども、皆様方の格段のご協力によりまして、本年も農業委員会の行事がスムーズに進行しますことをご祈念申し上げ、言葉整いませんけれども、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（小川修一君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○次長（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、全員15名の委員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○次長（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

3番 中島利雄委員

4番 松本昇委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲渡人は高齢により耕作が困難になったため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。また、譲受人の所有農機具や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

1月20日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、この申請地としてい

るところがありますけれども、と、ここは一つの田んぼになっていまして、稲を作った後は2回ぐらいうなったような状態になっていました。

その後、 さんにお話を聞いたところ、この奥の田んぼが自分の占有田んぼになっているということで、今まで長年、 さんの田んぼを借りて作っていたんですけども、何せこれ道がないものですから、どうしても人のうちを通して自分のところへ行かなきゃならないということと、あと、 さんも90歳過ぎてかなり高齢のため、できたら売ってほしいということで前々から話をしていたそうなんですけれども、今回合意したということで、申請を出されたということです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の志多見地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

3条の2番と3番は、譲受人が同一でございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、2番の譲渡人と3番の譲渡人の理由も同じでございます、農地を利用する予定がないため、要するに耕作ができないということで、そのような理由でございます。

譲受人は、両案件とも隣地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、所得後の耕作についても特に問題ないと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

21日に松本推進委員と さんのところにお邪魔して、話を聞かせていただきました。

さん、 さんの場合は後継者もないし、高齢になっていますので、売り渡したい
というような話です。 さんの場合は、これから規模をどんどん拡大していくということ
ですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番及び5番の騎西地区の案件については、関連がありますので一括して事務局よ
り説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

3条の4番と5番は、譲受人が同一でございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、4番、5番の譲渡人の理由も同じでございますので、経営規模を縮小するためという
ことでございます。

譲受人は、両案件とも既に1枚の筆の中で耕作しており、効率的に経営規模拡大ができる
ため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、所得後の耕作についても特に問
題ないと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

1月19日に推進委員の金子さんと現地確認並びに さんのところへお邪魔いたしまし
て、お話を聞きました。

これは、以前より さんが稲作をやっておられて、今、事務局から話があったように、一団の田んぼになっております。現地もきれいに耕うんされておりました。ただ、これを購入したときに、よく確認せずを買ったらしくて、図面の と が残されたまま耕作していたらしくて、今般この申請になったということなんです。

譲渡人の さんも さんも、もう既に農家はやめていらっしやいまして、売却するというので今回の話がありましたが、特段問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番及び7番の種足地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

3条の6番と7番は、譲受人が同一でございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、6番、7番の譲渡人の理由も同じでございますので、経営規模を縮小するためでございます。譲受人は、両案件とも既に1枚の筆の中で耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、所得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、1月23日に推進委員の橋本さんと一緒に現地調査を行いました。

まず、最初に さん宅を訪問し、本人より、この案件の土地2筆あるんですけども、先代のときから耕作されており、今回買ってくれと言われて、このような申請に至ったというお話です。また、現地は、今、事務局が説明したとおり、 の自作地の隣にこの土地があり、その後、土地改良区が整備されたところを一体として耕作されているというお話をお伺いしました。以上の点から、何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は でございますけれども、もともとは地元の農家が所有していたものでございまして、 を通して売却し、譲受人は経営規模拡大するため、今回の申請となっております。

また、譲受人の所有農機具や経営状況から判断し、所得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

1月22日の日に推進委員の金子さんと現地確認並びに さん宅を訪問いたしまして、お話を聞いてきました。

この該当のところは、3年ぐらい前に農地中間管理機構で田んぼを大きくしたところで、既に と も さんが耕作しているところでございます。その一部でございます。 さんも積極的に規模を拡大しておりまして、何ら問題なく許可相当と判断いたします。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は耕作地に隣接しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、所得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

1月23日に松村推進委員と現地確認を行いました。その後、譲受人の さん宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。

さん所有の区画の中に さんの土地があったため、面積も小さいという点から、以前より先代が耕作をしていたということで、このたび、 さんのほうから買っていただけな

いかというお話があったそうです。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、所得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

1月23日に松村推進委員と現地確認を行いました。その後、譲受人の さん宅を訪問し、話を伺いました。

以前から さんがこの土地をお借りして耕作をされておったそうです。 番の、その上のところが さんの土地で、ずっと以前から耕作をされていたそうです。 さんは後継者もおらず、この先もう維持管理ができないということで、このたび、 さんのほうから売買の話があったそうです。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、所得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

1月20日に坂田推進委員と2人で現地を確認するとともに、譲受人、 さんのお宅を訪問しましたが、不在でしたので、譲渡人の さんのほうからお話を伺ってまいりました。

隣接地を さんが耕作しているということでもありますし、 さんの自宅にも近いということで、ご相談があつて、 さんが譲り渡すということになったということでございます。許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、農家住宅を建て替える目的で接道を確保するための路地状部分の農地転用の申請をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

今回の申請につきまして、全体計画からご説明しますと、一番奥の母屋は仮住まいとして残し、手前の農家住宅を建て替えるため、宅地を分割し、両方の接道を確保する必要がございました。建て替えのほうの接道の一部が農地であるため申請するもので、建て替え後に一番奥の母屋を取り壊すという計画となっております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

1月20日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。

まず、現地なんですけれども、この道の奥が さんの母屋になっておりまして、手前のところが畑のような状態になっておりまして、適正に管理されておりました。その後、自宅にお伺いをして話を聞いたかったんですけれども、あいにく不在のため、直接誰からもお話は聞けなかったんですけれども、事務局の説明のとおり、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の 1 1 ページ及び土地利用計画図の 4 - 2 をご覧ください。

本案件は、自己所有地に長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

申請者は、昨年隣地に長屋住宅 2 棟を建て、入居者募集中でございますけれども、多数の応募、問合せがあることから、今回計画に及んだものということでございます。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（松本 昇君） 4 番、松本です。

1 月 2 1 日に榎本推進委員さんと 2 人で現地調査及び申請人の さんからの聞き取り調査を行ってまいりました。

さんの話では、令和 3 年 4 月の農業委員会で申請して許可後、申請箇所の南側に長屋住宅を 2 棟建設しましたが、今回、事務局のとおり、もう 1 棟建設するために申請したものでございます。

なお、この 2 棟はまだ完成したばかりで、まだ入居はしていません。申請地の周辺は、住宅とか集会所とか、東側は太陽光発電の施設になっております。このようなことから、本申請の内容は、農地法においても問題はないと考えられますので、許可相当と判断したところでございます。以上で報告を終わります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

1月20日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、
ということで、周りがもうほとんど住宅になっておりまして、草1本生えていないような感じできれいに管理がされておりました。

譲渡人の
さんの自宅は、この申請地のちょっと上に
さんとありますけれども、こちらが住宅になっておりまして、七、八年前ですかね、このお父さんが亡くなりまして、娘さん夫婦は同じ敷地内に一緒に暮らしてはいるんですけれども、農業をやるような感じではないということと、かねてより、ここの土地に何か家を建てたいのということで不動産屋さんのほうから話がありましたので、今回話がまとまって申請することになっ

たということでございました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の 1 3 ページ及び土地利用計画図の 5 - 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

同じく 1 月 2 0 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

現地のほうは、これ水深小学校のすぐ近くで、この辺は高台ですからね、畑というような形できれいに管理はされておりました。

譲渡人の さんの自宅は のという、上にちょっと さんは 2 軒ありますけれども、左側の家になっておられて、ご本人からお話を聞いたところ、この の さんというのは、全然知らない方らしいんですけれども、前々からこの土地に住宅を建てたいということで話があったそうなんですけれども、今回話がまとまったということで申請になったということでございました。何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

一応、参考のために、転用目的の建築条件付売買というのは、どういうものなんですか。ちょっとこれ教えてください。

○事務局（正能 光君） 建築条件付売買予定地というのは、これは がやるんですけども、要するに買った方が、土地を買って建てる建築業者をここは選べるわけなんですよ。土地を買って、3か月以内に上物の建築の契約を締結するというのが一つの約束になっております。大体建て売りと同じ、大体1年ぐらいの期間という目安はあるんですけども、これは集合住宅という部分とはまた違うんですけども、建て売りとはまた違った建築業者を選べるということが一番のこのメリットです。3か月以内に、土地を買った契約してから3か月以内に請負契約を行うものですね、という建築の契約をなささいという、そういうルールがございます。

○会長（小倉和夫君） いかがですか。

○4番（松本 昇君） はい、了解です。分かりました。勉強になりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番及び5番の樋遣川地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の4番、5番は、目的が関連するもので譲受人も同一でありますので、一括にてご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-4、5-5をご覧ください。

まず、4番は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、5番は、その設置工事のための進入路を確保するもので、必要添付書類が整えられております。5番は、進入路のほうは2か月の一時転用となっております。

また、現地調査を行った結果、4番、5番とも第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

なお、5番の設置工事のための進入路につきましては、当初北側の市道を利用する予定ということでしたが、道路拡幅工事のため使えないということで、今回の申請地から出入りするという計画となったものでございます。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

1月19日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行い、譲受人代理の
の さんから説明を受けました。

申請地は、障害物もなく、盛土・切土等も不要のため、適地と判断し、計画したとのこと
です。現地は稲作がされていたようなので、譲渡人の さん宅を訪れ、本人から事情
を聞いたところ、長い間作付をしてもらっていたが、この話があり、耕作者に聞いたところ、
そのほうがいいとのことと進めたとのこととです。

また、6番の進入路については、先ほど事務局から説明があったとおり、北側の市道が拡張
工事中で通行できないため、進入路として一時使用するため、申請したとのこととありま
す。適当との判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅敷を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外に該当し、かつ原則500平米を超えないものでございますので、許可の見込まれるものということでございます。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

1月21日、松本委員と さんのところでお話を聞かせていただいたんですが、別に何ら問題なかったですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

1月18日、譲受人の代理人の行政書士の さんとお会いするため連絡を取ったんですが、牛久ということで、遠方のために、推進委員の渡辺さんと譲渡人の さんの立会いをいただきまして、聞き取り及び現地調査を行ってきました。

まず、現場、申請地ですけれども、申請地は集落内の畑でありまして、何も作付はされた様子はありませんでした。きれいに管理されている状況でした。

なお、一部の土地、この平面図でいうと、右下の部分の位置の辺りですけれども、これ現在は撤去されておりますけれども、一時はブランコとか鉄棒とか設置され、子供たちの遊び場として活用されていた時期もあったようです。そういうことを伺いました。いずれにいたしましても、土地の管理が大変になってきたという。そうしたところ、太陽光発電の話がありまして、今回処分することになったとのことでございました。何ら問題ない計画と考え、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川でございます。

1月22日に推進委員の金子さんと現地確認、それから、譲受人である の で
あります さんを訪問して、お話を聞きました。

位置図の は、去年まではたしか稲作を作っていました、その跡になっておりま
して、別に耕うんはされていません。その隣、これ既存宅地でありまして、前はしばらく空
き家になっていたんですけれども、建物を壊しまして当初は分譲住宅で販売する計画だっ
たんですけれども、途中その計画がポシャりまして、その後、 で購入したということ
です。ただ、その既存宅地だけでは面積的に足りませんもので、その隣を売買すべく、会長
の話なんですけれども、交渉していたんですけれども、ようやく売却されるということで、
今般の申請になったということです。

譲渡人の さんなんですが、去年お父さんが亡くなりまして さんが相続をしました。

さんも、もう今後あまり農家のほうは縮小傾向だということで、今回の売買という形に
なったそうです。 も、もともと地元の業者でありましてトラックも約20台所有し
ていますので、まず問題ないかと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅1棟を建築するもので、必要
添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得な
いものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

1月23日に推進委員の石川さんと現地確認と譲渡人の さんのうちで聞き取りをしました。

その前に私、電話で代理人の さんともお話をしまして、事務局のとおりなんですが、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、令和3年7月5日に使用貸借で一度許可を得ている案件でございますけれども、手続を進めている中、住宅資金を金融機関から借りる手続の際、土地所有者である申請者の祖父の体調不良のため、同意等の判断ができないということから借入手続ができないため、改めて贈与にて許可申請をし、自己所有地にするものでございます。

現地調査を行った結果、1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がございましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月17日に譲受人の さんの代理人の さんに電話をかけたところ、去年の6月に現地確認は済んでいると思うので、農業委員さんにお任せするというので、次の日の

1月18日に推進委員の町田彰さんと2人で現地確認に行っていました。

現地はよく整備されていて、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと手続上の問題をちょっとお聞きしたいんですが、これ、この土地は以前に令和3年7月5日に農転の許可が出ているということなんですけれども、この許可の取扱いは、どのようにするんですか。何か農業委員会への報告とか、取下げとか、何らかの法的手続があるんじゃないかと思うんですけれども。そうすると、ダブルでね、これじゃ土地に対して許可が出ちゃうものなんで、その辺は、事務的な取扱いはどんなものですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

すみません。言葉が足りていなくて、取消し願が来ております。詳しくご説明しますと、この申請者、さんが窓口に来てくられて、おじいさんが転んだか何かで頭を打って、その後あまり容体はよくないらしいんですね。銀行で借入れをしたときに、銀行の職員が、本人確認で意思表示というんですかね、それができないからこれは融資できないとかという、そこまで何か言われたらしいので、それで、そのため本人はもう相談した上、じゃ贈与でということで、本人はまだ健在でおりますので、今回土地をさんのものにして、それでこの案件を進めていくと、そういうことになったわけでございます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） そうしたら、前の許可はないと。

○事務局（正能 光君） 取消しですね。

○2番（江川芳夫君） 何の申請を受ければ取り消せるの、取消し願というのを出すのか。

○事務局（正能 光君） そうですね、取消し願です。以前は使用貸借で許可だったものを、この取消し願が出ています。

○2番（江川芳夫君） で、新たにこれを出すと。

○事務局（正能 光君） そうです。そういうことです。

○2番（江川芳夫君） そういうことですね、はい。

○事務局（正能 光君） そういうことです。すみません、それが抜けていました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 2 番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の2 2 ページ及び土地利用計画図5-1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する計画で、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

1月19日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さんの代理の さんとお会いして、いろいろお話を伺ってまいりました。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の2 3 ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借より土地を借り受け、水はけをよくし、小麦を耕作するために農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地及び一部第1種農地ではございますが、盛土をし、耕作者が小麦を耕作するための農地改良で、期間は7か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月21日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さん、譲渡人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。低い土地なので農地改良をし、小麦を作付するため土盛りをすることになったそうです。何ら問題なしと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番及び15番の元和地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の14番と15番は、目的が関連し、譲受人も同一でございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の24ページ及び土地利用計画図5-14、15をご覧ください。

まず、14番は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築をするもので、15番は、その住宅の進入路を確保するもので、使用貸借により進入路を確保するものでございます。必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当

課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。なお、分筆後の残った農地の耕作のための通行につきましては、それぞれの所有者は、耕作者が通行することに同意することの書面が添付されております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月20日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の代理の さん、譲渡人の さん、譲渡人の さんとお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番及び17番の豊野地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の16番、17番は、目的、譲受人が同一でございますので、申請地も隣地してありまして関連がございますので一括にてご説明いたします。

位置図の25ページ及び土地利用計画図5-16、17をご覧ください

16番、17番の案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、従業員駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、既存敷地に隣接していることから、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

1月20日に坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。

現地を確認するとともに、代理人の の さんと、それからの に立ち会っていただきましてお話を伺いましたけれども、場所的には、もうさんの倉庫敷の一角に近く周りは囲まれておりまして、ほとんど農地としての活用がされていないような状態でございます。

そうした中での今回の申請でございますけれども、一部、神社が所有している畑というところがあるんですけれども、これにつきましては、現地はもう畑というか更地、隣の農地と一緒に一体的に更地になっておりました。そうしたことで、神社が畑を持っているというのは分かりづらい部分があったんですけれども、国土調査でこのような格好のようになったような感じでございます。現況主義で畑になってしまっているようでございます。そういうことも是正されてまいりますし、土地利用上やむを得ないなというふうに考えてまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存施設に隣地した申請地に物流倉庫敷として敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

この件につきましては、1月20日に坂田推進委員と2人で現地調査を行いました。

の代理人であります の さんに立ち会っていただきまして、現地の確認調査をしたんですけれども、場所は、案内図のとおり、葛西用水と会の川のうちの間に入った土地で、入り口がほかにならないような土地で袋状の土地でございまして、の会社のすぐ脇の農地ということでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に、佐久間尉匡委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（佐久間尉匡委員 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分711筆、面積にしまして69万3,701平方メートルとなっております。総括表につきましては、今日お配りしたものをご覧ください。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いいたします。

（佐久間尉匡委員 入室）



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に、佐久間尉匡委員、早川初男委員、柳田浩委員と私、小倉和夫が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行については、野口悦夫委員にお願いいたしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、議事進行を野口悦夫委員にお願いをいたします。

（佐久間尉匡委員、早川初男委員、柳田浩委員、小倉和夫委員 退室）

○1番（野口悦夫君） それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかを審査していただくものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○1番（野口悦夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご質問、ご意見等ありましたらお聞かせください。よろしくお願ひします。

（「ありません」と言う人あり）

○1番（野口悦夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の

決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○1番(野口悦夫君) 挙手全員でありますので、同意とすることと決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いいたします。

(佐久間尉匡委員、早川初男委員、柳田浩委員、小倉和夫委員 入室)

○1番(野口悦夫君) それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。よろしくお願いたします。



◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から4号につきましてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続による届出について16件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域の農地転用届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域の農地転用届出について16件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出132件で、内容は資料のとおりでございます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○次長(小川修一君) 小倉会長、野口委員さんには、議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○次長（小川修一君） それでは、柳田職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第1回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時12分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年1月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 松 本 昇